

地域密着型サービス事業者の応募に関する質問及び回答

質問日 平成 27 年 6 月 17 日

回答掲載日 平成 27 年 6 月 18 日

質問 3 応募要件のその他の項で、「協力医療機関、協力歯科機関、協力老人福祉施設等を定めるにあたって」とありますが、協力老人福祉施設等は必須でしょうか。

答

運営に関する基準において、下記のとおり協力医療機関等との連携に関する定めがあり、要件を満たす必要があります。

- (1) サービス事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。
- (2) サービス事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- (3) サービス事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

協力医療機関として病院との連携が図られている場合で、要件（3）を満たす体制が整えられている場合、介護老人福祉施設や介護老人保健施設との体制整備は必須ではありません。

松戸市福祉長寿部介護保険課  
白井・加藤・中村